

公益社団法人神奈川県病院協会長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

感染症対策担当課長

(公 印 省 略)

「4 月以降の当面の相談・外来診療体制（発熱診療等医療機関の体制）」に関する意向調査について（依頼）

日ごろから、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、今冬、過去最大の同感染症の新規感染者が発生した中においても、発熱患者等の適切な診療等にご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、令和 3 年 2 月 24 日付けで厚生労働省から事務連絡「4 月以降の当面の相談・外来診療体制について」（別添参照）が送付され、4 月以降の相談・外来診療体制についても、引き続き適切な維持・整備に取り組むことが示されました。

今回、インフルエンザ流行期が過ぎたことに伴い、「インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」の制度は終了しますが、今後再び新型コロナウイルスが大きく感染拡大する局面も見据えて、引き続き発熱等診療医療機関には指定を継続いただき、ご協力を賜りたいと考えています。

つきましては、別添のとおり発熱診療等医療機関に対し、4 月以降の体制に係る意向調査を行いますので、貴会員への周知について、ご協力をお願いいたします。なお、本調査結果に基づき、県としての方針は別途ご連絡いたしますことを申し添えます。

1 令和 3 年度の体制について

(1) 国の補助金について

ア インフルエンザ流行期が過ぎたことに伴い、「インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制補助金」の制度は終了します。

イ 国の令和 2 年度第三次補正予算分の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」により、感染拡大防止対策等に要する費用の補助（発熱診療等医療機関の補助基準額 100 万円）について、令和 2 年度に同補助金の補助を受けていない発熱等診療医療機関は、令和 3 年度に申請して補助を受けることが可能であり、補助の対象は令和 3 年 4 月 1 日以降の経費となります。なお、令和 3 年度に申請する場合の詳細については、国から後日改めて示される予定です。（指定解除を希望する場合には、同補助金を受け取ることができません。）

(2) 発熱等診療予約センターについて

3月31日をもって県が設置する発熱等診療予約センターによる診療予約代行の制度を廃止し、4月以降は県や保健所設置市に設置している相談ダイヤル等において、かかりつけ医での受診が難しい方に対し、診療可能な医療機関の情報をお伝えする体制に移行することを検討しています。

(3) 予約枠について

発熱等診療予約センターの廃止に伴い、発熱診療等医療機関においてこれまで確保いただいていた予約枠は不要となります。医療機関には、今後の対応時間や対応日については、自院の都合に合わせて柔軟にご協力を賜りたいと考えています。

2 発熱診療等医療機関への意向調査について

(1) 回答期限

令和3年3月22日（月曜日）

(2) 意向調査の内容等

別添の発熱診療等医療機関あて「「4月以降の当面の相談・外来診療体制（発熱診療等医療機関の体制）」に関する意向調査について」のとおり。

問合せ先

感染症対策グループ 新、小野

電話 045-210-4791（直通）

発熱診療等医療機関 御中

神奈川県医療危機対策本部室

「4月以降の当面の相談・外来診療体制（発熱診療等医療機関の体制）」に関する意向調査について

日ごろから、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、今冬、過去最大の同感染症の新規感染者が発生した中においても、発熱患者等の適切な診療等にご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、令和3年2月24日付けで厚生労働省から事務連絡「4月以降の当面の相談・外来診療体制について」が送付され、4月以降の相談・外来診療体制についても、引き続き適切な維持・整備に取り組むことが示されました。

今回、インフルエンザ流行期が過ぎたことに伴い、「インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」の制度は終了しますが、今後再び新型コロナウイルスが大きく感染拡大する局面も見据えて、引き続き発熱等診療医療機関の皆さまには指定を継続いただき、ご協力を賜りたいと考えています。

つきましては、別紙により、4月以降の貴院の体制について意向調査を行いますので、期日までにご回答くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

1 回答期限

令和3年3月22日（月曜日）

2 回答先

(1) 電子メールの場合

提出先：iryoukiki-kikaku.3p6r@pref.kanagawa.jp

件名：メールの件名を「発熱診療等医療機関（令和3年度）＜貴医療機関名＞」としてください。

(2) 郵送の場合

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1（新庁舎5階）

宛先 神奈川県健康医療局医療危機対策本部室
発熱診療等医療機関指定申請受付担当宛

3 令和3年度の体制について

(1) 国の補助金について

ア インフルエンザ流行期が過ぎたことに伴い、「インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制補助金」の制度は終了します。

イ 国の令和2年度第三次補正予算分の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」により、感染拡大防止対策等に要する費用の補助（発熱診療等医療機関の補助基準額 100 万円）について、令和2年度に同補助金の補助を受けていない発熱等診療医療機関におかれましては、令和3年度に申請して補助を受けることが可能であり、補助の対象は令和3年4月1日以降の経費となります。なお、令和3年度に申請する場合の詳細については、国から後日改めて示される予定です。（指定解除を希望する場合には、同補助金を受け取ることができませんのでご注意ください。）

(2) 発熱等診療予約センターについて

3月31日をもって県が設置する発熱等診療予約センターによる診療予約代行の制度を廃止し、4月以降は県や保健所設置市に設置している相談ダイヤル等において、かかりつけ医での受診が難しい方に対し、診療可能な医療機関の情報をお伝えさせていただく予定です。発熱患者が地域で適切に診療等を受けられる体制の維持に、引き続きご協力をお願いします。

なお、医療機関の情報を県や保健所設置市に設置している相談ダイヤル等に提供するかの可否については、意向調査の質問①にてご回答いただきます。

(3) 予約枠について

発熱等診療予約センターの廃止に伴い、医療機関においてこれまで確保いただいていた予約枠は不要となります。医療機関の皆さまには、今後の対応時間や対応日については、自院の都合に合わせて柔軟にご協力を賜りますよう、お願いいたします。

4 その他

(1) 発熱診療等医療機関を継続いただける場合、本意向調査の結果は「申請事項変更届出書」として取り扱いますので、あらかじめご承知おきくださいますよう、お願いいたします。

(2) 本意向調査の結果、指定解除を希望される医療機関におかれましては、大変お手数ではございますが、本意向調査への回答と併せて「発熱診療等医療機関指定解除申出書（下記 URL よりダウンロード可）」を提出いただきますよう、お願いいたします。

URL : https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html

(3) 本意向調査にご回答のない場合は、今後のご意向につき個別に伺わせていただくこともございますのでご了解ください。

問合せ先
感染症対策グループ
電話 045-210-4615（直通）

発熱診療等医療機関の継続に関する意向調査について

指定番号		※指定書の左上に記載がある番号（ご不明な場合は記載不要）
医療機関名（必須）	（ご担当者名 ）	
住所（必須）	〒	
TEL(必須)		
E-MAIL（必須）		

質問1 県では、今後も貴院に地域の発熱患者等を診療いただきたいと考えておりますが、4月以降も発熱診療等医療機関として継続いただけますでしょうか。

ア. 継続する（質問2へ）

イ. 継続しない：発熱診療等医療機関の指定解除となります。ついては、令和3年3月31日付けで解除させていただきますので、本様式とともに「発熱診療等医療機関指定解除申出書」を併せてご提出願います。

※イを選択した場合には、参考までに継続しない理由も教えてください。

質問2 （質問1でアを選んだ場合）貴院で診察いただける発熱患者の対象を教えてください。
※複数回答可

ア. かかりつけ患者または、電話などで相談のあった患者

イ. 行政や医師会が管轄する受診相談窓口等にて情報を知った患者

ウ. 濃厚接触者

（

保健所や接触者アプリ COCOA から濃厚接触者連絡を受けている者
新型コロナウイルスの濃厚接触者疑いのある者

）

(注) イ・ウをお選びいただいた場合には、県や保健所設置市などの行政や郡市医師会が管轄している受診相談窓口等に医療機関情報を提供させていただきます旨ご承知おきください。

- 回答先：メールの場合：iryoukiki-kikaku.3p6r@pref.kanagawa.jp
郵送の場合：〒231-8588 横浜市中区日本大通1（新庁舎5階）
神奈川県健康医療局医療危機対策本部室
発熱診療等医療機関指定申請受付担当宛
 - 問い合わせ先：神奈川県健康医療局医療危機対策本部室（045-210-4615）
 - 回答期限：令和3年3月22日（月）必着

事務連絡
令和3年2月24日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

4月以降の当面の相談・外来診療体制について

相談・外来診療体制については、これまで、秋冬の季節性インフルエンザ流行を見据え、診療・検査医療機関や受診・相談センター等の設置に取り組んでいただいたところです。結果として例年のようなインフルエンザの流行はなかったものの、新型コロナウイルス感染症について、今冬、過去最大の新規感染者が発生した中においても、診療・検査医療機関や受診・相談センターの体制を確保していたことが、発熱患者等の適切な相談・診療・検査につながったと認識しております。

今般、各都道府県における4月以降の相談・外来診療体制の当面の対応について、下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれましては、引き続き相談・外来診療体制の適切な維持・整備に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」については、令和2年度末で終了となります。4月以降の診療・検査医療機関については、三次補正予算の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」※により、感染拡大防止対策等に要する費用の補助（診療・検査医療機関の補助基準額100万円）の対象となりますので（令和2年度に同補助金の補助を受けた診療・検査医療機関を除く。）、御了知願います。

※ 三次補正予算の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」（国の直接執行）

- ・ 令和2年度に同補助金の補助を受けていない医療機関等は、令和3年度に申請して補助を受けることが可能です。その際、補助の対象経費は、令和3年4月1日以降の経費となります。
- ・ なお、二次補正予算の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」（新型コロナ緊急包括支援交付金による都道府県の執行）の補助を受けた医療機関等も補助の対象となります。
- ・ 令和3年度に申請する場合の詳細は、後日改めてお示しします。

記

1. 4月以降の当面の相談・外来診療体制に関する基本的考え方

- 相談・外来診療体制（※1）については、今後、再び新型コロナウイルスが大きく感染拡大する局面も見据えて、その体制を維持すること。ただし、診療・検査医療機関において、発熱患者等の動向に応じて、対応時間等について適宜、柔軟に調整を行うことは差し支えない。
- また、発熱患者等の受診の流れについても、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関にまずは電話等で相談を行い、当該医療機関も含め、診療・検査医療機関を案内するとともに、相談する医療機関に迷う場合には、「受診・相談センター」に相談して診療・検査医療機関の案内を受ける流れを維持すること。

（※1）「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け事務連絡）等に基づき都道府県が設置している診療・検査医療機関や受診・相談センター等

2. 診療・検査医療機関の確保

- 診療・検査医療機関については、発熱患者等の適切な医療アクセスを確保する観点から、4月以降、発熱患者等が減少しても基本的には指定を解除せず、指定の効果を継続させること。
- ただし、診療・検査医療機関においては、発熱患者等の発生動向を踏まえて対応時間やブース数等を柔軟に調整することは差し支えない。その際、特に発熱患者等が少ないと考えられる場合には、発熱患者等への対応時間を設定せずに、患者や受診・相談センターからの電話相談を受けてから、準備して診療体制を確保する方法としても差し支えない。
- 診療・検査医療機関において、対応時間やブース数等を変更する場合には、都道府県や受診・相談センターに報告していただくこと。また、その結果、地域における発熱患者等の外来診療体制が不足すると考えられる場合や再び感染が大きく拡大する局面においては、適宜必要な調整を図ること。
- また、地域においては、診療・検査医療機関を自治体のホームページ等に公表しているケースがあり、こうした取組を参考に、地域の医師会等とも協議・合意の上で公表するなど、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じることを検討すること。

3. 受診・相談センターの確保

- 受診・相談センターについては、引き続き体制を維持するとともに、相談状況を踏まえて拡充することについても検討すること。受診・相談センターは、引き続き、かかりつけ医のいない発熱患者等を診療・検査医療機関に迅速に案内する役割が求められることから、アプリの導入や、全県の対応、外部委託等も引き続き検討すること。
- 4月以降、診療・検査医療機関が対応時間や対応方法を変更する場合があることを踏まえ、対応時間を設定しない診療・検査医療機関を発熱患者等に案内する方法についても、必要に応じてその診療・検査医療機関と相談し、発熱患者等が迅速に診療・検査医療機関を受診することができるよう案内の仕方を検討すること。

以上

4月以降の当面の相談・外来診療体制について(令和3年2月24日事務連絡)

各都道府県における4月以降の当面の相談・外来診療体制について、引き続き適切な維持・整備に取り組むようお願いするもの。

1. 4月以降の当面の相談・外来診療体制に関する基本的考え方

- 相談・外来診療体制については、今後、再び新型コロナウイルスが大きく感染拡大する局面も見据えて、その体制を維持すること。ただし、診療・検査医療機関において、発熱患者等の動向に応じて、対応時間等について適宜、柔軟に調整を行うことは差し支えない。
- また、発熱患者等の受診の流れについても、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関にまずは電話等で相談を行い、当該医療機関も含め、診療・検査医療機関を案内するとともに、相談する医療機関に迷う場合には、「受診・相談センター」に相談して診療・検査医療機関の案内を受ける流れを維持すること。

2. 診療・検査医療機関の確保

- 診療・検査医療機関については、発熱患者等の適切な医療アクセスを確保する観点から、4月以降、発熱患者等が減少しても基本的には指定を解除せず、指定の効果を継続させること。
- ただし、診療・検査医療機関においては、発熱患者等の発生動向を踏まえて対応時間やブース数等を柔軟に調整することは差し支えない。その際、特に発熱患者等が少ないと考えられる場合には、発熱患者等への対応時間を設定せずに、患者や受診・相談センターからの電話相談を受けてから、準備して診療体制を確保する方法としても差し支えない。

3. 受診・相談センターの確保

- 受診・相談センターについては、引き続き体制を維持するとともに、相談状況を踏まえて拡充も検討すること。受診・相談センターは、引き続き、かかりつけ医のいない発熱患者等を診療・検査医療機関に迅速に案内する役割が求められることから、アプリの導入や、全県の対応、外部委託等も引き続き検討すること。

※ 「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」は、令和2年度末で終了。4月以降の診療・検査医療機関は、三次補正の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」により、感染拡大防止対策等に要する費用の補助(診療・検査医療機関の補助基準額100万円)の対象(令和2年度に同補助金の補助を受けた診療・検査医療機関を除く)。